

付  受 印	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日 通 信 日 付 印 確 認
仮 装 経 理 還 付 請 求 書 都 税 事 務 所 長 宛 支 庁 長		
第 5 3 条 第 3 5 項 地 方 税 法 第 7 2 条 の 2 4 の 1 0 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記 の と お り 第 3 2 1 条 の 8 第 3 5 項		仮 装 経 理 事 業 税 額 仮 装 経 理 特 別 法 人 事 業 税 額 仮 装 経 理 地 方 法 人 特 別 税 額 仮 装 経 理 法 人 税 割 額
の 還 付 を 請 求 し ま す 。		
記		
法 人 名		還 付 請 求 事 由 1 更 生 手 続 開 始 決 定 2 再 生 手 続 開 始 決 定 3 特 別 清 算 開 始 決 定 4 法 人 税 法 施 行 令 第 2 4 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 再 生 計 画 認 可 の 決 定 に 準 ず る 事 実 5 地 方 税 法 施 行 規 則 第 3 条 の 2 の 2 、 第 4 条 の 3 の 2 又 は 第 1 0 条 の 2 の 7 に 規 定 す る 事 由
法 人 番 号		
主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地		
代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所		
還 付 請 求 事 由 の 発 生 し た 日		年 月 日
1 還 付 請 求 税 額 の 明 細		
仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 を し た 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	自 至 年 月 日 年 月 日	確 定 申 告 書 提 出 年 月 日 年 月 日
仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 の 日	年 月 日	控 除 開 始 事 業 年 度 又 は 連 結 開 始 事 業 年 度 自 至 年 月 日 年 月 日
法 人 事 業 税 ・ 特 別 法 人 事 業 税 ・ 地 方 法 人 特 別 税		法 人 都 民 税 (法 人 税 割)
仮 装 経 理 事 業 税 額 ①		仮 装 経 理 法 人 税 割 額 ⑧
既 に 控 除 し た 税 額 ②		既 に 控 除 し た 税 額 ⑨
還 付 請 求 税 額 (① - ②) ③		還 付 請 求 税 額 (⑧ - ⑨) ⑩
仮 装 経 理 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 仮 装 経 理 地 方 法 人 特 別 税 額 ④		還 付 請 求 税 額 の 合 計 (⑦ + ⑩)
既 に 控 除 し た 税 額 ⑤		
還 付 請 求 税 額 (④ - ⑤) ⑥		
還 付 請 求 税 額 の 小 計 (③ + ⑥) ⑦		
2 還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関 等		
還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関 等		
金 融 機 関 名		支 店 名
預 金 種 目		口 座 番 号

（日本産業規格A列4番）

備考 この様式は、法第53条第36項、第72条の24の10第6項及び第321条の8第36項の規定による法人の都民税、事業税、特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税の還付請求書に用いること。